第三十九条の四十五の三第二十項第一号ロ中「基準雇用者数」を「特定地域基準雇用者数」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の二第二項」に改め、同項第三号中「第六十八条の十五の三第三項」を「第六十八条の十五の二第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第六十八条の十五の三第三項に」を「第六十八条の十五の二第三項に」に、「第六十八条の十五の三第五項第五号」を「第六十八条の十五の二第五項第六号」に、「第六十八条の十五の三第三項各号」を「第六十八条の十五の二第三項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十項から第十三項まで」を「第十一項から第十四項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十八条の十五の三第三項」を「第六十八条の十五の二第三項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の三第五項第十号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に、「第二十一項第三号」を「第二十一項第三号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十八条の十五の三第五項第九号」を「第六十八条の十五の二第五項第十号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に、「同条第五項第十号」を「同条第五項第十号」に、「第十二項及び第十五項」を「第十三項及び第十六項」に、「同条第五項第七号に規定する給与等」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（雇用者に対して支給するものに限る。）に、「」の支給額」を「」の法第六十八条の十五の二第五項第九号に規定する支給額」に改め、「当該適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし」を削り、「当該給与等の」の下に「法第四十二条の十二第五項第九号に規定する」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六十八条の十五の三第一項から」を「第六十八条の十五の二第一項から」に改め、「同条第五項第一号に規定する」及び「（以下この条において「適用年度」という。）」を削り、「第六十八条の十五の三第一項第二号」を「第六十八条の十五の二第一項第二号」に、「同条第五項第六号」を「同条第五項第七号」に、「第六十八条の十五の三第五項第二号又は第四十二条の十二の二第五項第二号」を「第六十八条の十五の二第五項第二号又は第四十二条の十二第五項第二号」に、「第六十八条の十五の三第五項第三号又は第四十二条の十二の二第五項第三号」を「第六十八条の十五の二第五項第三号又は第四十二条の十二第五項第三号」に改め、「。次項において同じ」を削り、「及び第十四項」を「、次項及び第十五項」に改め、同項第一号イ中「当該合併法人の」の下に「適用年度に係る」を加え、「同日」を「当該合併の直前」に改め、同号ロ中「被合併法人の連結親法人事業年度開始の日の前日」を「各被合併法人の当該合併の直前」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数から移転雇用者数（当該分割法人等の当該分割等の直前における雇用者の数から当該分割法人等の当該分割等の直後における雇用者の数を控除した数をいう。）を減算した数

第三十九条の四十五の三第九項第三号イ⑴中「分割承継法人等の」の下に「適用年度に係る」を加え、同号イ⑵を次のように改める。

⑵　当該分割等に係る分割法人等の当該分割等の直前における雇用者の数から当該分割法人等の当該分割等の直後における雇用者の数を控除した数

第三十九条の四十五の三第九項第三号ロを次のように改める。

ロ　当該分割により設立した分割承継法人　当該分割に係る各分割法人の当該分割の直前における雇用者の数を合計した数から当該各分割法人の当該分割の直後における雇用者の数を合計した数を控除した数

第三十九条の四十五の三第九項第三号に次のように加える。

ハ　当該現物出資により設立した被現物出資法人　当該現物出資に係る各現物出資法人の当該現物出資の直前における雇用者の数を合計した数から当該各現物出資法人の当該現物出資の直後における雇用者の数を合計した数を控除した数

第三十九条の四十五の三第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六十八条の十五の三第七項」を「第六十八条の十五の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第六十八条の十五の三第五項第十号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十八条の十五の三第五項第五号」を「第六十八条の十五の二第五項第六号」に改め、「同条第五項第四号に規定する」、「（以下この条において「基準雇用者数」という。）」及び「（同項第二号に規定する雇用者をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十八条の十五の二第五項第五号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、次に掲げる数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた第一号に掲げる数（同号に掲げる数が同項第五号の事業所のみを連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における同項第一号に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）の同項第四号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）とする。

一　適用年度開始の日において法第六十八条の十五の二第五項第五号に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する連結親法人又はその連結子法人の事業所（以下この号及び次号において「特定地域事業所」という。）において当該適用年度に新たに雇用された同項第五号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第二号に規定する雇用者をいう。以下第八項までにおいて同じ。）で当該適用年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するものの数

二　特定地域事業所のみを前号の連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における同号の適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数

第三十九条の四十五の三を第三十九条の四十五の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

**第三十九条の四十五の三**　法第六十八条の十五の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の調整前個別帰属法人税額（法人税法施行令第百五十五条の二十五第一号イ及びロに掲げる金額がないものとし、かつ、法第六十八条の十五の七第一項の規定を適用しないで計算した場合における同号に掲げる金額をいう。）と同令第百五十五条の二十五第二号に掲げる金額とのうちいずれか多い金額（次に掲げる金額がある場合には、当該金額（当該金額が当該いずれか多い金額から同号に掲げる金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）を控除した金額）に百分の一・四を乗じて計算した金額とする。

一　地方税法第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象個別帰属調整額（同法第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定により同法第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項に規定する控除されなかつた額に相当する金額

二　地方税法第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象個別帰属税額（同法第五十三条第十項又は第三百二十一条の八第十項の規定により同法第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項に規定する控除されなかつた額に相当する金額

三　地方税法第五十三条第十二項又は第三百二十一条の八第十二項の規定の適用がある場合の同法第五十三条第十二項第一号又は第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額（同法第五十三条第十三項（第一号に係る部分に限る。）又は第三百二十一条の八第十三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第五十三条第十二項第一号又は第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第十二項第一号又は第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する控除されなかつた額に相当する金額